

令和3年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和3年5月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊵遅刻 ㊶早退)		
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂	
○ 4 番 益本 徳市	○ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一	
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	○ 9 番 梶山 達男	
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳	
○ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康	
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂	
○ 19番 伊藤 薫			
出席農業委員数 19名	在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美	○ 岩木 保徳	○ 山口 康明	○ 濱崎 稔
○ 増山 新太郎	○ 末永 勇	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治
○ 瀬川 和男	○ 坂本 康弘	○ 渡口 学	○ 前田 清人
○ 志水 悦男	○ 紙本 政信	○ 瀬川 伸清	
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	係 長 有浦 豊久	
7. 議 長	伊 藤 薫		
8. 議事録署名委員の指名			
5 番 松 永 敬 資	6 番 松 本 堅 一		

事務局長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、5月の農業委員会総会を開会いたします。総会に入ります前に、本日お配りしています資料がかなり多いものですから、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

それでは、5月の農業委員会総会に開会いたします。本日の農業委員さんですが、全員出席されておりますので、定足数を満たしております。また、推進委員さん2番の大久保耕次委員さん、16番の北川廣海委員さんから欠席の届出があつておまして、18番の松本覚二委員からは少し遅れますという連絡があつております。以上報告でございます。それでは伊藤会長の挨拶に引き続き総会に移りたいと思います。

会長 お疲れ様です。昨日テレビを観ておりましたら、皇居で天皇陛下が田植をなされたという報道があつて、それを観ながらいよいよ田植の季節になったのだなと考えながら聞いておりました。農家にとってはこれから田植の準備、本番まで大変忙しい時期になりますけども病気やケガに十分注意されて頑張ってくださいと思います。コロナについての報告を少ししておきますけども、コロナ関係については現在、減少しているにも関わらず、毎日4千人から5千人程度の感染者が出ています。松浦市も昨日現在で15名の感染者が出ているということを知っております。やっとワクチン接種が始まってですね、75歳以上が施設入所者を除いて3,800人程度いらっしゃいますけども、そのだいたい8割くらいの現在予約が終了しているというふう聞いております。そして65歳以上の受付が今週の24日から始まって、これについても予約状況については早い日から近い医療機関にどんどん埋まっている状況です。順調にいと聞いております。いずれにしてもワクチン接種が進んでコロナが一日も早く収束することを願うばかりでございます。

5月20日に第1回の農業委員会会長、事務局長会議が開催されリモートで参加をしました。慣れないリモートワークであいにくの悪天候もございました、全般ところどころ途切れて中断するところもありましたけれども研修の内容についてご報告いたします。まず、長崎県農政課による研修の中から特徴的な2点についておつなぎをいたします。今回は新しい委員さんが半数もいらっしゃるの資料を配布しておりますのでその資料を見ながら説明いたします。まず1点目に資料ナンバー1、長崎県農業産出額の分析についてですが、平成11年の長崎県の農業産出額は1,373億円で九州の最下位となっております。10年後の令和元年には長崎県は10.2パーセントのアップで140億円プラスの1,513億円となり、隣の佐賀県1,135億円、大分県の1,195億円を抜く好結果となっております。その要因につきましては、米、麦等は減少しているものの野菜、畜産の増加が顕著であり、産出額全体も増加していると分析されています。この農業産出額と同様に農業所得率も平成21、22、23年の平成20年前半に全国最低レベル46位で歴代ワースト1ですけども、これは令和元年では11.36ポイント増の全国10を達成しております。この要因につきましては、規模拡大、高額単価化、そういうもので10年間で産出額が増加しているものと説明を受けてまいりました。続きまして、2

点目は県農政課の今年の事業計画でございますけれども、ほぼ前年と同じ内容となっておりますが、一つだけ今年から新規事業が加わっています。これまでの人・農地プラン（資料3）に地域の農業の10年、20年先を見越してどうやって守っていくかということで、地域の中心となる担い手の確保、将来の農地の出し手、受け手の確認、最後に将来の地域の農業を作り上げるということで、イメージ図が資料のとおりとなっております。松浦市の状況を報告しますが、アンケートを集計し、地図を使い、集落の現状把握、今後の意向調査、意向を確認しますとありますが、松浦市は終了しております。2番目の5年から10年後の地域農業の方針を担い手による話し合いにより決めますというのは、コロナ渦で大人数の集まりというのが出来なくて停滞しているという、松浦市はここから進んでいないという状況です。まず、地域での話し合い、ここから入っていく訳ですけども、実質化された人・農地プランの実現とはということで（資料に）記載されておりますけれどもイメージ図に産地計画が追加されて、今年から新規で人・農地・産地プラン（産地の追加）の策定ということが事業として示されました。詳しく説明しますと長時間になりますので割愛しますが、農林課の担当者会議が開催されておりますので、市農林課と協議して人・農地、プラス産地については、担当者会議の結果を受けて来月の定例農業委員会において、市農林課による事業の内容や今後の進め方等について、説明を受けるということになっております。最後に、長崎県農業会議の重点活動の結果と目標につきまして、これも例年通りで変更点はございません。（資料No.2の1）長崎県の重点活動については5項目記載されていますが、まず1点目が農地の集積についてです。2点目に耕作放棄地の解消について、3点目は適正な非農地処理、4点目が農業者年金加入者の確保、5点目が全国農業新聞の推進について、以上でございます。前年度の松浦市の結果につきましては、農地の集積が74ヘクタールの目標に対して142ヘクタール。中間管理機構への貸付が37.4ヘクタール。遊休農地の解消、1ヘクタール目標に対して1.2ヘクタール。適正な非農地処理につきましては15ヘクタール。農業者年金の新規の加入者確保、目標2人に対して4人達成。全国農業新聞の購読者数は122人の目標に対して122人。県農業会議としても松浦市のほぼ100パーセントの達成率であると報告をされております。今後につきましては、今年の目標は、松浦市は、農地の集積74ヘクタール、荒廃農地の解消目標が1ヘクタール、適正な非農地処理が15ヘクタール、農業者年金の新規加入者の目標が2人、全国農業新聞購読者数については122人ということで、ほぼ例年同様の目標となっておりますので、農業委員さん推進委員さんのご協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。以上で農業委員会会長、事務局長会議の報告といたします。

それでは議事に入ります。3の議事録署名人について、5番の松永敬資委員、6番の松本堅一委員にお願いしたいと思います。

次に、4の各種報告に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

皆さんこんにちは。私の方から各種報告を説明させていただきます。説明に入ります前に、総会資料の訂正をさせていただきます。1か所目が資料の13

ページでございまして、農地利用集積計画各筆明細の賃貸借権新規分のNo.83の土地の所在が御厨町板橋免中山と記載してございますが、地番の誤記で、正しくはです。2か所目でございますが、資料18ページの使用貸借新規分のNo.6で、土地の所在で志佐町田ノ平免蕪ノ岳は地番が誤記でありまして、正しくは又でございます。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約です。2件ございます。貸人氏、借人氏です。今福町東免字松本ノ前番、番の2筆が、令和2年5月20日から令和5年6月19日までの3年の賃貸借契約となっていました。貸人の都合による解約になります。通知日は令和3年4月22日で受付も同日でございます。

次に、貸人氏、借人氏です。志佐町柚木川地免字畠田番が、令和2年6月20日から令和5年6月19日までの3年の賃貸借契約となっていました。貸人の都合による解約になります。通知日は令和3年5月10日で受付日も同日でございます。

事務局 次に申請事件の処理状況です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係

令和3年4月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			一般個人住宅	271 m ²	R3.5.14 許可
			農家住宅	840.96 m ²	R3.5.14 許可

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	2,450 m ²		2,450 m ²

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	発電用施設用地	1		1,492 m ²	1,492 m ²
	一般個人住宅	1		51 m ²	51 m ²
計		2		1,543 m ²	1,543 m ²

証明関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
非農地証明		1	8.64 m ²		8.64 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	162	383,579.58 m ²	29,870.66 m ²	413,450.24 m ²
賃借権	133	340,256.94 m ²	17,759 m ²	358,015.94 m ²
使用貸借	29	43,322.64 m ²	12,111.66 m ²	55,434.30 m ²
計	162	383,579.58 m ²	29,870.66 m ²	413,450.24 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	2	13,069 m ²		13,069 m ²

承認関係

内 容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	8	1,654 m ²	2,667 m ²	4,321 m ²

議 長 事務局の報告が終わりました。ご質問がある方は、挙手をお願いします。ごさいませんか。

委 員 (なし)

議 長 5番、付議事項に入ります。議案第31号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第31号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明いたします。総会資料4ページをお開き下さい。

事件番号1です。

譲渡人は福岡県春日市大和町■■丁目■■番地■■■■■■氏、譲受人は志佐町柚木川内免■■■■番地■■■■■■氏です。対象農地は、志佐町柚木川内免字畠田■■■■番■■・畑・621m²で、申請事由は、双方の合意に基づく経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請でございます。譲受人世帯の経営状況につきましては、耕作面積が13,232m²、農従者は3名、農業従事日数は年間150日となっておりますので、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

続きまして、事件番号2でございます。譲渡人は愛知県知多郡東浦町大字生路字西午新田■■■■番地■■■■■■氏、譲受人は御厨町小船免■■■■番地■■■■■■氏です。対象農地は、御厨町山根免字丸尾■■■■番、地目が田、1,829m²で、申請事由は、双方の合意に基づく経営規模拡大のための贈与による所有権

移転の許可申請です。双方は親戚関係で、■■■■氏は本家、■■■■氏が分家という間柄ということでございます。■■■■氏は市外在中のため管理が困難であるという状況で、市内在住の■■■■氏が今後管理されていくというものでございます。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が10,461㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えております。以上、2件につきましてご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、それぞれ1番から地元委員のご意見を伺いたいと思います。

推進委員 推進委員9番の百枝です。事件番号1番の説明ということで、■■■■さんの筋向いのところに当該畑がございまして、前回の農地からの除外調査のときに現地に行ったんですけども、そことすぐの所に接してございまして、他に守るべき畑等もございませぬし、他の所に影響を及ぼすものでもない判断されますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2について地元委員よろしくお願ひします。

農業委員 はい。6番松本です。両親が亡くなられて田んぼを譲り受けられて、今、中山間に入っているから荒らかしたらいけないということですが、手がかかると（煩わしい）ということでした。今後は■■■■氏の方が管理をしていくということであります。よろしくお願ひします。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員のご意見がございましたが、他の委員さんから何かご質問等がございませぬか。

委 員 (なし)

議 長 はい。ご意見等はないということでございます。では、議案第31号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、事件番号1番2番ともに申請どおり許可することといたします。次に議案第32号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第32号農地法第5条の規定による許可申請につきまして、説明いたします。資料は5ページでございます。事件番号1番です。現地の位置図、字図、平面図、取付図の関係図面を42から46ページに添付しております。なお、現地調査の際に排水計画が変更となりましたので、平面図は本日差し替えたものをご覧ください。譲受人は調川町中免■■■■番地■■■■氏、譲渡人は星鹿町青島免■■■■番地■■■■氏でございます。申請地は、青島の港から南西へ約450メートルの高台にございまして、所在地は星鹿町青島免字上畑■■■■番■■■■

地目は畑、面積は1,492㎡でございまして、20年間の賃借権を設定されるということでございます。転用の目的は、発電用施設用地で太陽光発電事業が行われることとなっております。農地区分は、中山間地域に存在する土地改良事業等が行われていない10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地でございまして第2種農地と判断をいたしております。土地利用計画につきましては、本日お配りした平面図と46ページの取付図をご覧ください。現状のまま利用をされるということです。土地造成等はございません。太陽光パネル336枚を野立てで設置をします。排水に関しましては、雨水排水のみで、北側に設置される幅300のU字溝、排水路で集水し、更に北川の市道、青島中央線の側溝へ接続をして排水するという計画となっております。申請地は南から北川へ傾斜がありますので、隣接する南側の農地、畑への雨水の流れ込みはありませんでした。現地確認の際に確認をしたところですが、最後に、残高証明書により資金計画を確認しましたので、許可となった際には本事業が確実に行われるものと判断しております。

続きましては、事件番号2です。現地の位置図を42と47ページ、字図、平面図、立面図を48から50ページに添付しております。譲受人は志佐町里免番地番地氏、譲渡人は志佐町里免番地氏です。申請地は、松浦市役所から南へ約1キロメートルのところであり、所在地は志佐町里免字谷口番地、地目は畑、面積は35㎡、同じく番地、地目は畑、面積は16㎡で合計51㎡です。なお、転用にあって併用地があり、併用地の所在地番等は議案に記載のとおりです。併用地は6筆で474.29㎡です。転用の目的は、一般個人住宅と進入路です。農地の区分は、都市計画法の用途地域内にある農地で、第3種農地に分類され原則許可となるものです。土地利用計画ですが、平面図をご覧ください。申請地を含めた8筆が宅地と進入路として利用されます。進入については、隣接する宅地が2軒ありまして、それぞれ持ち分3分の1となります共有の進入路として利用されます。排水ですが、雨水排水は図面左下の柵へ集水し、排水路を経て道路敷きの側溝へ放流する計画です。汚水及び生活雑排水は下水道へ接続し、処理をするということです。最後に、融資証明によって資金計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと判断をしております。

以上2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長 はい。事務局の説明がありましたが、現地確認に行かれた委員さんの意見を求めます。

農業委員 3番の佐次川です。5月20日に事務局職員、増山委員と青島に現地を確認に行きました。先ほど事務局から説明があつたとおり、農用地は少し傾斜があります。雨水排水は一か所の側溝に流されるようになっておりますので、問題はないと判断しています。よろしくご審議をお願いします。

議長 それでは地元委員のご意見ををお願いします。

推進委員 前回見たときと同じで何も問題はないと思います。ただ、排水路の市道の繋がるところで、勾配がきつく、現地確認のときに雨が降っていたのですが、水の量が増したときに道路に溢れるんじゃないかなという心配は少しありました。以上です。ご審議よろしくお願ひします。（増山委員）

議 長 はい。ありがとうございます。続きまして、事件番号2番の現地確認された委員さんのご意見をお願いします。

農業委員 はい。4番益本です。5月20日に事務局と現地を確認に行きました。ここは事務局の説明のとおり都市計画の用途地域内でありまして、雨水はU字溝へ放流されるようになっており、汚水、生活雑排水は下水道へということで問題ないと判断してきました。ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 はい。ありがとうございます。続きまして、地元委員の末永委員よろしくお願ひします。

推進委員 7番末永です。20日に現地確認を行いました。周りに影響する農地はありません。生活雑排水は下水道に流し、雨水は既設側溝へ流すので何ら問題はないと判断したところです。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。皆さんから何かご意見ございませぬか。

農業委員 はい。7番の武部文男です。事件番号2について、進入路の併用地に関してです。令和2年に国土調査がなされているわけですね、ここは。今、確定はあつてないんでしょうけどももうそろそろの状況なじゃいのかなと思います。ここがどういうふうになっていくのか、想像されるのか気になって質問しました。

事務局 今のご質問は、令和元年度に国土調査が入っているようでして、今回の件につきましては、国土調査に合わせて図面を作成されたということでありましたので、特段、国調に対しての影響というのはないものかと思ひます。

農業委員 山林とかいろいろあるでしょう。その辺りが国土調査のときにどういふ風になっているのかということです。（武部委員）

事務局 現況の地目が山林とか雑種地ということですね。隣の地目ですね。おっしゃるとおりあくまでも登記簿上の、この第5条の申請にあたりましては、おそらく国調によっては宅地なり雑種地なり変わるとは思ひうんですけども、あくまで、今回の5条転用につきましては登記簿に準じた申請ということで表記は併せてさせてもらっています。

農業委員 登記が終わるのは、あるいは国土調査が終わるのはだいたい2、3年後なんですよ。もうそろそろ送り出して向こうに登録されます。そうすると地目とか変わってくる。それだけです。（武部委員）

議 長 よろしいですか。

農業委員 はい。（武部委員）

議 長 ほかにございませんか。現地確認のときに、増山委員が大雨のときに心配じゃないかということでしたが。

事務局 その件につきましては、現地確認の際に、業者に対し、その辺りの話はさせていただきました。市道敷の側溝に接続をするということですので、市建設課の方にも工事施工承認なりのその手続き等が執られるものと思います。その中で計画あるいは、その効果を待つ必要はございませんので、増山委員さんがご心配な点も現地で確認しましたので、そこは側溝敷に柵を設置するなり排水から接続する角度、そういったところも含めて下の市道に水が溢れないようにきちんとした計画で進められるものとしています。そこは念を押して業者とも話をしております。

議 長 はい。よろしいでしょうか。では、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について事件番号1番、2番ともに許可相当の意見を付して県に進達することにいたします。以上です。

続きまして、議案第33号非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第33号非農地証明願について説明いたします。議案は6ページです。まず、非農地証明につきまして、本日配布した資料4をご覧ください。現況が非農地化し、かつ、一定の条件に適合する土地については、農業委員会が農地法の適用対象外であることを証明する非農地証明書を交付することができるとされています。交付の基準は、資料に記載がありますが、読みあげますと、非農地証明書の交付の基準、次に挙げる基準に全てが該当する土地であることとなっております。①非農地通知の対象とはならない土地。その通知は、自然荒廃をして山になったりした状況に対して非農地通知をすることができるんですけども、そういった自然荒廃で農地でなくなったものではないという土地。②次のいずれかに該当する土地ということで、②-1、非農地化の原因が人為的なものであって、かつ昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地。②-2災害により表土流出又は土砂流出を受け潰廃した土地で農地としての復旧が困難と認められる土地。②-3上記②-1及び②-2以外の土地で市町が定めた基準に該当する土地。ということで、②-3につきましては、本市の取り扱いのなかで、公共事業の残地で農地として利用できなくなったもの、非農地となったものを②-3の基準として考えているところです。

今回の案件につきましては、②-3に基づき証明願が提出されたものです。位置図と字図を51と52ページに添付しております。前面のスライドと併せてご覧ください。申出人は、志佐町浦免■■■■番地■■■■氏です。申請地は志佐町里免字森野川■■■■番■■■■、地目が田、面積は8.64㎡で、志佐小学校のプールの斜め前にあります。証明を受けようとする物件の状況ですが、建設課へ確認したところ、申請地は昭和53年に分筆され、その後で作られた水路と昭和50年から62年にかけて建設された市道の親和通り線に挟まれた残地として現在に至っており、現況は雑種地というところですが、こちらの件につきましては、5月17日に地元委員の末永委員、20日には佐次川委員、益本委員とで現地の調査を行い、先ほどの写真のような状況であると確認をしました。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長 はい。事務局の説明が終わりましたが、現地確認に行かれた委員さんお願いします。

農業委員 はい。4番益本です。事務局の皆さんと現地確認に行ってきました。公共的な工事の後の残地となっているということで、市道の歩道からは数段は低くなっているし、なかなか難しいなど見てきましたので、非農地が適当ではないかと判断しました。

議長 ありがとうございます。続きまして、地元委員の末永委員をお願いします。

推進委員 先ほど説明があったとおりです。非農地で問題ないと思います。農地にはならない状態です。よろしくをお願いいたします。（末永委員）

議長 はい。ありがとうございます。他にご質問はありますか。はい。

農業委員 先ほども話しました志佐町里免は令和2年に国土調査がなされているわけですね。ぜひ、これは急がなかったら登記までいただいてですね、その結果を待って回答を出されるというのはどうでしょうか。（武部委員）

事務局 おっしゃるように、2年度中には国土調査の結果が、地目の変更がされます。雑種地にされると思うんですけど、申請は急ぎということもあわせて、非農地の証明をお願いしたいということです。

農業委員 なぜかと言いますと、登記をすると手数料が約10万円近くかかるわけです。もしあれだったら、待ったほうがという意味です。もう一つ、議案第31号の件もこれも志佐町里免は国土調査がなされていて、同じく一緒になされたほうがいいんじゃないかなと思います。以上です。（武部委員）

事務局 申請者の利用計画があらわれるようなので、手続きが進められればお願いしたいということです。

議 長 他にございませんか。ないようですので、こちらの件につきましては、非農地証明に問題ないということで、現地調査でも委員さんの確認できておりますので、非農地証明が妥当と判断いたしますが、よろしいでしょうか。はい、では議案第33号非農地証明願については証明書を交付するものいたします。

議 長 続きます、議案第34号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は7ページをご覧ください。議案第34号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和3年5月28日としております。8ページから15ページに賃貸借権再設定分、16及び17ページに賃貸借権新規分、18及び19ページに使用貸借再設定分、19ページに使用貸借新規設定分の各筆明細をそれぞれ添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。今回の計画分は、担当委員さんによっては多くの筆数ご確認いただくこととなりますので、10分程度、確認していただくお時間をいただきますよう事務局から提案したいと思います。

議 長 はい、今事務局から福島、鷹島は別としまして、旧松浦の方では集積計画を5月と11月に揃えようということで、年2回が大きな事業になっています。年々それに合わせていこうということで、5月と11月は非常に多いケースとなりますので、それぞれ確認の時間を多く要する委員さんもいらっしゃると思いますので、10分程度確認する時間をいただいて、確認の必要がない委員さんは、各自休憩を取りながら、再開を50分としたいと思います。それでは確認をお願いします。

～ 休 憩 ～

議 長 それでは再開いたします。只今の時間を持って確認をしていただきましたけれども、確認の中で、誤りや質問等がございましたらお願いいたします。何もございませんか。

委 員 (なし)

議 長 はい。議案第34号農用地利用集積計画の決定については問題ないということで、令和3年5月28日に公告をします。

次に、議案第35号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 審議に入る前に、委員関係分の農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、崎村委員、松本堅一委員、松永勝也委員、佐次川委員はご退席をお願いします。

～ 委員退席 ～

事務局 それでは議案第35号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和3年5月28日としております。25ページに賃貸借権再設定分及び使用貸借再設定分の各筆明細をそれぞれ添付しております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 何かご意見等はございますか。

委 員 (なし)

議 長 はい、では議案第35号農用地利用集積計画の決定については、公告を令和3年5月28日といたします。

～ 委員着席 ～

議 長 議案第36号農用地利用配分計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第36号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。29ページをご覧ください。長崎県農業振興公社が■■■■氏から借受けた分を■■■■氏に貸付ける分で、10年間の賃貸借契約になります。30ページに■■■■氏の経営状況を記載しております。こちらは、17ページの集積計画各筆明細のナンバー15に記載していますので、照らし合わせていただきたいと思います。それでは、ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 はい、では議案第36号農用地利用配分計画(案)については問題ないということ承認することいたします。

次に、議案第37号農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。関係委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～ 委員退席 ～

議 長 はい、事務局の説明をお願いします。

面積は214㎡、字坊田■■■■・■■■■・■■■■合併 台帳地目は田、998㎡以下3筆の計5筆です。

この件に関し、5月24日に地元委員の佐次川委員と現地調査を行いました。申請地は2か所に分かれており、北久保公民館があり、その先A、Bが申請地です。それぞれ10～20年以上も耕作していないとの申立てでありました。

■■■■番は、現地調査を行った結果、すでに山林であり農地だった形跡は確認できませんでした。山際の一部が畑で、台帳地目も畑、現況が山林という申し立てでありましたが、申し立てのとおり現況も山林の様相を呈していました。また、■■■■・■■■■・■■■■合併以下3筆については、4つで一つにまとまった農地という形で、山際については山林化が進んでいる状況です。圃場内は沼地の様相を呈し、小さいですが木々が生えており、農地として復旧するには困難な状況でした。申し出では山林ですということで、現地調査の結果、可否については「可」が妥当であると考えます。

事件番号2です。申出人は志佐町浦免■■■■番地、■■■■氏で、土地の所在地は志佐町里免字森野川■■■■番、台帳地目は田、面積は314㎡です。

この件に関し、5月17日に地元委員の末永委員と現地確認を行いました。申請地は隣接する水路が作られた際にかさ上げされた田であり、30年以上も前から耕作していないとの申立てでありました。状況は、申請地の南側が盛り上がった状態となっており農地としての表土がなく石交じりの土がむき出しの状態でした。また、申請地へは幅の狭い水路に渡された橋を渡らなければならないため農業用機械が入ることが困難で、農地として復旧し利用することが困難な状況であると思われます。従いまして、本申出の可否については「可」が妥当であると考えます。以上、ご審議をお願いします。

議 長 地元委員のご意見を伺います。

農業委員 3番の佐次川です。5月24日に事務局と現地調査に行ってきました。山際については既に山林化しておりました。圃場内も沼地のようになっております。ご審議お願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。続きまして、事件番号2について、末永委員をお願いします。

推進委員 7番末永です。事務局からの説明のとおりです。農地に該当しないで問題ないと思います。ご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見のある方はいらっしゃいませんか。

推進委員 3番岩木です。この案件と直接関係ないのですが、今のように田んぼの一番上なんです、下の田んぼにまで水路が間違いなく通っているのか、私が関わった農地にもこういう状況のがあって、一番上の人が責任を持って管理をしてもらわ

ないといけないかなと気がしています。水路関係で他に迷惑がかかっていないか、隣接地に対してそういう理解があるのかと思っています。

事務局 非農地化をするにあたって、水路関係も隣接する農地に影響がある場合は、所有者の方にご理解をいただかないといけないと思います。農地としては農地台帳から非農地として外しますが、土地としては残るわけですから、今後のことについては、その所有者の方と近隣の方とよく話をしていただかなければならないと思います。申請があった段階でどこが非農地化される、それによってどういう影響があるのかということも含めて、市も考えながら台帳から非農地化することで営農に影響がないか、所有者の方には指導、助言という形を執っていきたいと思います。

農業委員 はい。18番の吉原です。非農地にした場合、下から上への田んぼの用水の確保はどうなるんですかね。それから、申請者は非農地化するのに何か目的があるのか、ただ荒れていくのかも気になります。現地確認された委員さんに伺いたいです。

農業委員 雨水やボーリングの水で対応されます。今のところは用水の問題はないのではないかと思います。（佐次川委員）

推進委員 9番の百枝です。私の地区でもこういった事例があり、迷惑されている、困っている方が出てきて、非農地化するときには、今後の貸し借りにも影響するので、こういった問題をよく検討、協議して慎重に非農地化の判断をしていかなければならないと思います。今後の参考のために話しました。よろしくお願ひします。

農業委員 ボーリングの水も分けてもらえて何ら営農に、水田に問題ないということであればよいので、事件番号1については、非農地化しても別に問題ないということであれば異議はありません。（吉原委員）

議長 いろいろご意見がありましたが、まず水の流れと隣地との問題等が起きないように、そういう形で進めていただければよいかと思います。では、議案第38号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、農地に該当しないということで、非農地通知を交付するものとしたします。よろしいでしょうか。

委員 （異議なし）

議長 続きまして、議案第39号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第39号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について議案第39号について説明いたします。こちらは柿山委員の所有地であり申請者であるため退席をされております。

事件番号1です。申出人は志佐町西山免■■■■番地、■■■■氏、志佐町西山免■■■■番地、■■■■氏の2名で、土地の所在地は志佐町西山免字降り道■■■■番■■、台帳地目は畑、面積は1,576㎡、字長田■■■■番■■、台帳地目は畑で877㎡の2筆です。位置は西山公民館の南側に2筆が隣接して所在しています。5月17日に末永委員と現地調査を行いました。以前は放牧地として利用していたけれども、10年以上利用していないとの申し立てです。現地調査を行った結果、写真の様な大小の木々が生え、表土は流失し、写真のような礫が表れている状況です。以上のことから、農地とし復旧するには非常に困難であると判断してきました。このため、本申出の可否については「可」が妥当であると思われる。以上、ご審議をお願いします。

議長 何かご意見等ないでしょうか。地元委員、末永委員の意見ををお願いします。

推進委員 7番の末永です。5月17日に事務局と現地調査を行いました。事務局からの説明のとおり、十数年耕作されておらず、大きな木々が生えておりました。とても農地にはならないと思います。非農地と判断したところです。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 はい。それでは、議案第39号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、農地に該当しないと認め、非農地通知を交付するものといたします。

議長 以上で本日の付議事項については全日程を終了します。次に協議事項に入ります。事務局の方からよろしくをお願いします。

事務局 協議事項

【農業委員等の公務災害補償制度について】

農業委員等全員A型1口加入とする。加入期間10月1日～9月30日。

【非農地通知について】

現在の松浦市の非農地判断の方法は①、②のとおり

①所有者からの非農地通知の申し出を受理し、現地調査を行い総会に諮る

②8月から10月の農地状況調査（農地パトール）により、該当農地を3月総会に諮る。（平成30年法改正により農業委員会事務局の判断により、総会に諮らなくとも農地台帳から外すことができるようになっていたが、松浦市では、農業委員等との情報共有のため総会で諮り非農地判断をしている）

令和3年4月法改正。担当地区の農業委員等3名で非農地と判断した場合は農地台帳から外すことができることとなったが、3年4月の委員改選により新規委員が半数近くいることから、当面の間は、上記①、②の方法で非農

地判断することとする。今後については、県内の市町農業委員会の状況も参考にしながら方針（非農地判断の方法）を決めていく。

法改正の趣旨は、担い手後継者が不足し、全国的に増える荒廃農地を非農地化し、再生可能エネルギーに活用できるよう促進するもの。

【農業者年金推進部長の推薦について】

4名決定

【松浦市農業委員会の視察研修について】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とする

【最適化交付金に係る活動記録簿の提出について】

議 長

次回の農業委員会総会は、6月25日金曜日といたします。

(場所 市民ホール)

それでは以上を持ちまして、5月の定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 16 時 00 分